

宜 議 第 1 4 9 号
令 和 3 年 8 月 1 3 日

議 長
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 3 5 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 3 年 6 月 1 5 日	令 和 3 年 6 月 1 5 日	所 管 事 務 調 査 (市 道 宜 野 湾 1 1 号、市 道 喜 友 名 2 3 号)、 議 案 第 5 2 号
会 議 日 数 1 日 間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第52号	喜友名23号道路整備工事（1工区） 請負契約について	令和3年 6月14日	令和3年 6月15日	同意
請願第6号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全 を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続 審査
請願第11号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉 手納基地由来のPFAS汚染水の取水 を止める請願	令和2年 9月8日	—	継続 審査
陳情第9号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業 拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継続 審査
陳情第15号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継続 審査
陳情第31号	公営住宅の入居に保証人を不要とする 条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年6月15日（火） 1日目

午前10時00分 開会
午後 2時40分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克	副委員長	米須 清正
委員	濱元 朝晴	委員	宮城 司
委員	又吉 亮	委員	真喜志 晃一
委員	伊佐 哲雄		

○欠席委員（0名）

○説明員（4名）

建設部長	又吉 直弘	土木課長	與那嶺 諭
土木二係長	照喜名 一史	契約検査課長	伊禮 理子

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 所管事務調査（市道宜野湾11号、市道喜友名23号）
- (2) 議案第52号 喜友名23号道路整備工事（1工区）請負契約について
- (3) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (4) 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願
- (5) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (6) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (7) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

第435回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年6月15日（火）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

所管事務調査（市道宜野湾11号、市道喜友名23号）について

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

※所管事務調査を行う。

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時40分）

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。
（午後0時00分）

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第52号 喜友名23号道路整備工事（1工区）請負契約について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第52号 喜友名23号道路整備工事（1工区）請負契約についてを議題といたします。

本件についての議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時01分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時08分）

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 工事の概要の説明をお願いします。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 概要を説明します。今回の喜友名23号の第1工区の概要です。管渠工が国道58号から上流に向かってボックスカルバートが133メートル、その終点のほうに橋台が1脚、30メートル上流のほうに門形の橋脚が1脚ということで、トータルとしては160メートルぐらいの工事となっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、1工区からこの橋脚が入ってくるわけですが、3工区までありましたが、トータルの長さは。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 喜友名23号というのが西普天間地区まで入っていて、トータル一応680メートルあります。ただ、アクセス道路として土木課が整備するのが350メートル区間です。今回の1工区は、国道58号から約160メートルの区間の整備になります。工事は3工区に分けて発注する予定で、今回1工区、次は2工区なのですが、今度2工区のほうは西普天間側から橋脚が残り全部で、橋の桁ツースパンが2工区工事です。3工区工事は、もう脚が全部立っていますので、もう上部工の桁とアスファルトとか、そういったものに分けて3工区の発注の予定をしております。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 2工区で桁をやって、3工区で残りのまた上の道を造っていくということ、この道は全て橋台の上に載ってくるのですか。全て橋という考え方でよろしいですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 橋の始まりというのが橋台というのがあるのです。橋台があつて、次に橋脚、橋台から国道58号まではちょっと載ってくるのですけれども、地面についているような形です。空中ではないです。その下にボックスが入って、1工区は、今から発注する2工区についても同じように西普天間側から橋台があつて、23号があつて、こちらは地面の部分であつて、こっちに脚が立っていくような形になっています。橋台までは地面という形になって、橋台と橋台の間が桁になっているので、空中という形になっています。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、この23号からコリドー地区へのアクセスというのは、例えば今後はどんなになっていますか。コリドー地区が返還された場合の話なのですが。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 コリドー地区と、返還に当たり23号が全部ではないですが、一部含まれて、大半が含まれていますけれども、その中でアンダーパスとか、そういった道路計画とかができますので、その辺は基地跡地利用計画の中で計画していると思われれます。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 もう一回確認なのですが、歩道はどんなのですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 国道58号から西普天間住宅地区へ向けて左側の片歩道になっております。幅員は1.5メートルの歩道です。以上です。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時13分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時14分)

○宮城克 委員長 橋梁の資料をいただきたいのですが、いかがでしょうか。建設部次長。

○建設部次長 提供してまいりたいと思います。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時14分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時15分)

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 先ほど説明した国道58号から西普天間地区に向かって歩道は左という話しましたがけれども、すみません、逆で、右側のほうが歩道は2.5メートルとなっておりますので、訂正しておわび申し上げます。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。では、引き続き、濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 視察対応どうもありがとうございました。現場でもちょっと質疑したのですが、用地買収の件でもう一度詳しくお願いしたいと思います。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 用地買収については、今残り3筆ということで1地権者がまだ未買収です。もう何十回と交渉はしているのですが、金額の問題ではないし、代わりの土地でもないという話をされていて、もう話がちょっと今暗礁に乗り上げている状況であります。その中で、ではどう工事を進めていくかという話になるのですが、共同使用という形を取って行って、あとはまた粘り強く交渉して行って、買収できるような状況に持っていきなというふうに考えております。以上です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 もしこの1件、この土地が契約できない場合に、1工区の工事に対してどのような影響があるのか、ないのか、その辺ちょっと伺います。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 この地権者と話しして、施工承諾、工事する分については構わないということで施工承諾をいただいております。それで、工事のほうは進めていきたいと思っています。以上です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今後、2工区、3工区と工事やりますが、それにはもう全然差し支えなくて、あとはもうお互いの話合いで解決するという形で理解していいということですね。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時18分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時18分)

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 もしこの1件売買できない場合の市の考え方はどういうふうになるかお伺いします。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 粘り強く交渉は続けていきますけれども、どうしてもといった場合は、コリドー地区が将来区画整理に入るときに、換地という手法で土地の再配置をして、土地の入替えを行う予定でございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今のものにちょっと関連するのですけれども、共同使用で進めていくということでおっしゃってございましたけれども、共同使用は宜野湾市と米側との共同使用ということなのですか、まず確認です。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 そうです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 共同使用ということになれば、たしか維持管理の9割が市負担ということになってきて、今後、その後、来年、再来年と共同使用を続けている期間は、市側からの歳出が出てくるはずなのですから、そういった場合は、特別会計から出していくのか、お聞かせください。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 おっしゃるとおり9割市が負担という形になってくる。歳出の方法については、特別会計ということになりますが、またコリドー地区の区画整理とか、そういったのが始まっていないので、多分一般会計の中からはなるのかなと思います。以上です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 大枠に今どれぐらい共同使用、この用地の中、この3筆の用地の共同使用となった場合に、大体どれぐらいかかるか推測できますでしょうか。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時20分)

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど土木課長が答弁した歩道の位置なのですけれども、ちょっと再度休憩もらって、また位置をはっきりさせたいのですけれども、ちょっと米軍との調整の中で二転三転してしまって、片側歩道ではあるのですけれども、ちょっと再度確認してよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時21分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時22分)

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど土木課長が御説明した歩道の場所ですけれども、最初御説明した国道58号から西普天間側に向かって左という当初の答弁が正しかったので、再度訂正いたします。

○宮城克 委員長 58号から普天間のほうに向かって左側、幅員1.5メートル、片側歩道でいいですね。

○建設部次長 はい。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 国道58号側の米軍基地内からの排水路の上に大型のアーチを造りながら、上のほうに橋脚、橋を造っていくと、この工法については、通常の普通の地面の上に橋を架けたほうがコスト的にも安くつくのかと思っていますが、そもそもどうしてこの排水路の上に、コストが高くなるのではないかなと思えるような構造ですね。意図があって、多分そこに、上のほうに架けるということになっていると思うのですけれども、御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 もともと詳細な場所決定を市でやったわけではなくて、これは上層部のほうで、基地内の最も影響が少ない位置を選定、そういう施設を避けるという形で検討した結果、排水路の上のほうがいいという形、当初施設の移転のお話もあったのですけれども、橋梁を造る際に、この橋梁から距離を取りたいと、ある一定の距離をちょっと保ちたいということで、基地内に歯科医院もあり、移転計画はあったのですけれども、それもしなくて済んだような形で、避ける意味での位置でこの場所になっているということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 進めてまいりましょう。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時23分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時24分)

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 改めて、契約事務についてお尋ねさせていただきます。工期については、これまでずっと最低制限価格というところで、これは非公表だったかと思えますけれども、その価格を設定して、それに基づいてこの入札をかけて、今回の入札の結果、こちらを見ますと、無効というのが6者ございまして、それがこれで見ますと、最低制限価格を下回っているというふうな金額になっております。そもそも工事におけるこの最低制限価格の設定というのは、まずもって何を目的にその設定をしているのか、そしてもう一つは、何を根拠にその最低制限価格をはじき出しているのかというところについて御説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、最低制限価格の設定についてなのですが、基本的には、品質の確保とダンピング防止を目的に設定はしております、法的根拠は地方自治法にもうたわれていまして、あとは公共工事の品質確保の促進に関する法律、そちらにも示されております。

宜野湾市の最低制限価格の取扱いについてなのですが、財務規則のほうで最低制限価格を設定できるというふうにあります、あとは市の建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱というのがございまして、こ

ちらのほうに最低制限価格の基準、積算についての数値等が示されておりまして、こちらは入札する際、こちらを参考に業者の方は積算している、一応なっております。

○建設部次長 補足しますと、品質確保という今お話出しましたが、要するに価格競争になると、あまりにも下がった場合に、利益度外視でやっている業者がいた場合、できたものが粗悪なものになるおそれがあるというふうな、そこで品質を確保する意味で、これを最低制限、これを下回ったらちょっと品質が落ちる価格になるよと、危険ラインですよという形で、簡単に言えば、そういう形で下限を設けているということですので、要するにそれを下回ったものは失格、無効として6者表記されていますけれども、競争をするあまり、それを下回っている業者、要するにそれだけまた近似値ですので、皆さんは技術等も上がって、積算技術も上がって、結構1円単位とか2円単位で攻めてやっているところもあったのですけれども、これまでの入札で、今回はそこまでシビアな金額になっていないのですけれども、結構皆さん勝負して来ているなど、適正に競争がされているなどという、ただやっぱりそういう価格の最低ラインがあれば、その点どうしても残念であるのですけれども、無効という結果になっています。品質確保の意味ではもうしかたないと考えています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。先ほどちょっと説明はしたかと思うのですけれども、この最低制限価格、今回税抜きで約5億5,000万円の大きな金額であるのですけれども、この最低制限価格、100円未満、123円ということでもかなりシビアなこの価格設定になっておりますが、その積算の根拠と、それからこれが入札前に、当然のことながら漏れるというようなことは絶対に避けなければいけないと思うのですけれども、そこに対する対策、こういうことで防いでいますという御説明をお願いします。

○建設部次長 ちょっと口頭で御説明してもなかなかやはり理解しづらい、これは要綱がございまして、議会に過去に提出した資料があるそうですので、これも提供しますが、今読み上げてよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 宜野湾市建設工事に係る最低制限価格設定基準要綱というのがあるのです。平成24年4月6日に施行しております。この中の3条で、最低制限価格、税抜きではございますけれども、この算定方法は次のとおりとなっております。まず、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で掲げる額の合計を、その額がまた設計金額の10分の7に満たない場合にあって、また10分の7とか、アのほうで直接工事費の額、イで共通仮設費の額に10分の9を乗じた額、あとは現場管理費の額に10分の8を乗じた額、あと一般管理費の額に10分の7を乗じた額という形で率があって、この率を掛ける前の直接工事費というのがあるので、それにどんどん掛けていくものですから、ただどうしても直接工事費は公表されていないのですので、皆さんやはり予定価格から逆算しながら、この額を想定しているのがあるのです。ですので、会社自体ではこの予定価格に何%掛ければ大体宜野湾市の最低価格に近づけるといのが、これまで何度か参加するうちに分かってきますので、それをだんだん近づけてきている。問題は、直接工事費の算定方法がやはり会社ごとで違いますので、仕入れ方とか労務費とかいろんなのが関わって、直接経費は各会社によって違いますので、率はみんな一律で掛けたとしてもこういう差が出てくるということで、追ってまたこの資料は提供していきたいと考えております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 さっきの質疑ですけれども、その情報が漏れない仕組みというのかな、そういうのは厳

然に多分やっつけらっしゃるという認識は持っているのですけれども、考え方の説明をお願いします。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 制限価格調書、最低制限価格調書についても、財務規則で設定権者が記入、押印して封入、封印しており、その後、漏えいされないように厳重に施錠式の部屋に保管しています。実際、入札日の当日になって、入札参加者の前で開封するという事です。それまでは開封されていないということです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 とても安心できる御答弁いただいたと思います。僕も過去多分ないだろうと、今後もあるてはいけないことなので、その辺はしっかりと管理のほうをやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第52号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時35分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時36分)

【議題】

議案第52号 喜友名23号道路整備工事(1工区)請負契約について

○宮城克 委員長 これより議案第52号を再び議題といたします。

本件に関する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 これより本件を採決いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時37分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時38分)

【議題】

請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第 11 号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の P F A S 汚染水の取水を止める請願

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第 15 号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 31 号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第 11 号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来の P F A S 汚染水の取水を止める請願、陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第 15 号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第 31 号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上 5 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本 5 件については今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後 2 時 4 0 分)